

令和 7 年度第 4 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 7 年 6 月 27 日（金）

開催時間 15 時 00 分

開催場所 芽室町役場 2 階応接・会議室

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 前会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 報告第 7 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第 5 報告第 8 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）

日程第 6 報告第 9 号 令和 7 年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会
実施の件

日程第 7 議案第 13 号 芽室町地域学校協働本部規則中一部改正の件

閉 会

日程第 4

報告第 7 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 6 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和7年度就学援助認定総括表(6月認定者)

(令和7年6月1日現在)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合 計	0	2	0	2
合計				2

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0
合計				0

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
	1		1
0	1	0	1
合計			1

令和7年度就学援助認定総括表

(令和7年6月1日現在)

申請世帯	107	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	93	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	92	世帯
経済的困窮世帯	36	世帯
児童扶養手当受給世帯	54	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	14	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	119	111	6	0	10.5
7	107	93	14	1	8.9

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	14	5	12	8	8	52
上美生小学校							0
芽室西小学校	4	3	3	6	5	3	24
芽室南小学校							0
合 計	9	17	8	18	13	11	76

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	16	14	12	42
上美生中学校		3		3
芽室西中学校	4	3	2	9
合 計	20	20	14	54

合計 130

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1	1	1	2	6
上美生小学校							0
芽室西小学校	1		2			1	4
芽室南小学校			1				1
合 計	1	1	4	1	1	3	11

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	2	2	6
上美生中学校				0
芽室西中学校	2		2	4
合 計	4	2	4	10

合計 21

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1	9	4	6	5	1	26
						0
2	2	3	3	3	3	16
						0
3	11	7	9	8	4	42

(中学校)

1年	2年	3年	計
8	5	8	21
	3		3
1	3	1	5
9	11	9	29

合計 71

○要保護世帯

芽室西中学校 3年 1 人

○町民税非課税・減免世帯

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 4年 1 人

6年 2 人

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

（1）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

（2）（1）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（3）（2）に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。))」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1) に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 8 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和7年3月26日条例第17号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 学生の保護者（学生が未成年の場合はその親権を行う者、成年の場合は父母又はこれに代わる者をいう。）が芽室町内に住所を有していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第6条 町長は、第4条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 9 号

令和 7 年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会実施の件

中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会を実施しようとするものであります。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和 7 年度中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会実施要領

- 1 目 的 生徒から学校や教育委員会に対する要望等や、今後のよりよい学校教育や魅力ある町づくりへの提案等にかかわる意見交換を行い、教育行政の推進を図ることを目的とする。
- 2 出席者 (1) 芽室町中学校生徒会、上美生中学校生徒会、芽室西中学校生徒会
(2) 教育長及び教育委員 (5 人)
程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、土井慎悟委員
(3) 事務局職員 (3 人)
坂口勝己教育推進課長、加藤伸啓教育推進課主幹、事務局 1 名

3 開催場所 各学校の一室を借り実施する。

4 実施日

- (1) 7 月 3 0 日 (水) 教育委員の芽室町役場集合時間 1 0 : 0 0

実施場所	意見交換会予定時間	備 考
移動	10:00～10:10	
芽室中学校	10:10～11:20	
移動	11:20～11:30	

- (2) 8 月 1 8 日 (月) 教育委員の芽室町役場集合時間 8 : 5 0

訪問場所	訪問予定時間	備 考
移動	8:50～9:00	
芽室西中学校	9:00～10:00	
移動	10:00～10:30	芽室西中→上美生中
上美生中学校	10:30～11:30	
移動	11:30～12:00	

5 意見交換会テーマ

- (1) 学校や教育委員会に対する要望等について
- (2) 魅力ある町づくりに対する提案等について
- (3) 教育委員会委員からの質問事項について

日程第 7

議案第 13 号

芽室町地域学校協働本部規則中一部改正の件

芽室町地域学校協働本部規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 7 年 6 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町地域学校協働本部規則の一部を改正する規則

芽室町地域学校協働本部規則（令和元年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「以下、「」を「以下「」に改める。

第4条第3号中「以下、「」を「以下「」に、「CSコーディネーター」を「教育コーディネーター」に改める。

第5条（見出しを含む。）及び第6条（見出しを含む。）中「CSコーディネーター」を「教育コーディネーター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

説 明

役職名の変更に伴い、語句の整理を行おうとするものです。

芽室町地域学校協働本部規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
(設置) 第1条 芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「地域学校協働本部」を設置する。名称は、「めむろ郷育・夢育応援団本部」（以下「応援団本部」という。）とする。 (目的) 第2条 この規則は、社会教育法第5条2項に基づき、幅広い地域住民、企業、団体等と学校が連携・協働する地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進することにより、社会総かりで未来を担う子供たちの成長を支えとともに地域の創生を図ることに寄与することを目的とする。 (応援団本部の役割) 第4条 応援団本部は、各学校運営協議会の「協議」を活動につなげるなど、芽室町コミュニティ・スクールの充実を図るため、次に掲げる事項を所掌する。 (1)と(2) 一略— (3) 地域学校協働活動推進員（以下「教育コーディネーター」という。）及び統括的な地域学校協働活動推進員（以下「統括教育コーディネーター」という。）の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。 (4)～(6) 一略—	(設置) 第1条 芽室町教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、「地域学校協働本部」を設置する。名称は、「めむろ郷育・夢育応援団本部」（以下、「応援団本部」という。）とする。 (目的) 第2条 この規則は、社会教育法第5条2項に基づき、幅広い地域住民、企業、団体等と学校が連携・協働する地域学校協働活動（以下、「協働活動」という。）を推進することにより、社会総掛かりで未来を担う子供たちの成長を支えとともに地域の創生を図ることに寄与することを目的とする。 (応援団本部の役割) 第4条 応援団本部は、各学校運営協議会の「協議」を活動につなげるなど、芽室町コミュニティ・スクールの充実を図るため、次に掲げる事項を所掌する。 (1)と(2) 一略— (3) 地域学校協働活動推進員（以下、「CSコーディネーター」という。）及び統括的な地域学校協働活動推進員（以下、「統括CSコーディネーター」という。）の配置及びその質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。 (4)～(6) 一略—

改正案	現 行
(<u>教育コーディネーター</u>) 第5条 <u>教育コーディネーター</u>は、社会教育法第9条の7項に基づき、教育委員会が委嘱するとともに各学校運営協議会に1人配置し、以下に掲げる職務を行う。 (1)～(4) 一略— 2 <u>教育コーディネーター</u>の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中の推進員の交代等に伴う後任推進員の任期は、前任者の残任期間とする。 (統括<u>教育コーディネーター</u>) 第6条 統括<u>教育コーディネーター</u>は、教育委員会が委嘱し、次に掲げる職務を行う。 (1) <u>教育コーディネーター</u>との連絡調整及びC S コーディネーター間の情報共有に関すること。 (2) <u>教育コーディネーター</u>研修及びボランティアの養成に関すること。 (3) 一略— 附 則 <u>この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	(<u>C S コーディネーター</u>) 第5条 <u>C S コーディネーター</u>は、社会教育法第9条の7項に基づき、教育委員会が委嘱するとともに各学校運営協議会に1人配置し、以下に掲げる職務を行う。 (1)～(4) 一略— 2 <u>C S コーディネーター</u>の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、任期途中の推進員の交代等に伴う後任推進員の任期は、前任者の残任期間とする。 (統括C S コーディネーター) 第6条 統括C S コーディネーターは、教育委員会が委嘱し、次に掲げる職務を行う。 (1) <u>C S コーディネーター</u>との連絡調整及びC S コーディネーター間の情報共有に関すること。 (2) <u>C S コーディネーター</u>研修及びボランティアの養成に関すること。 (3) 一略—